

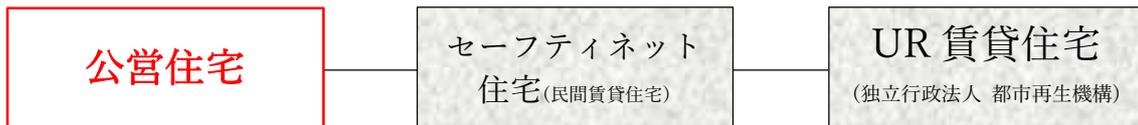
単身者における入居要件の見直しについて

1. 見直しの背景

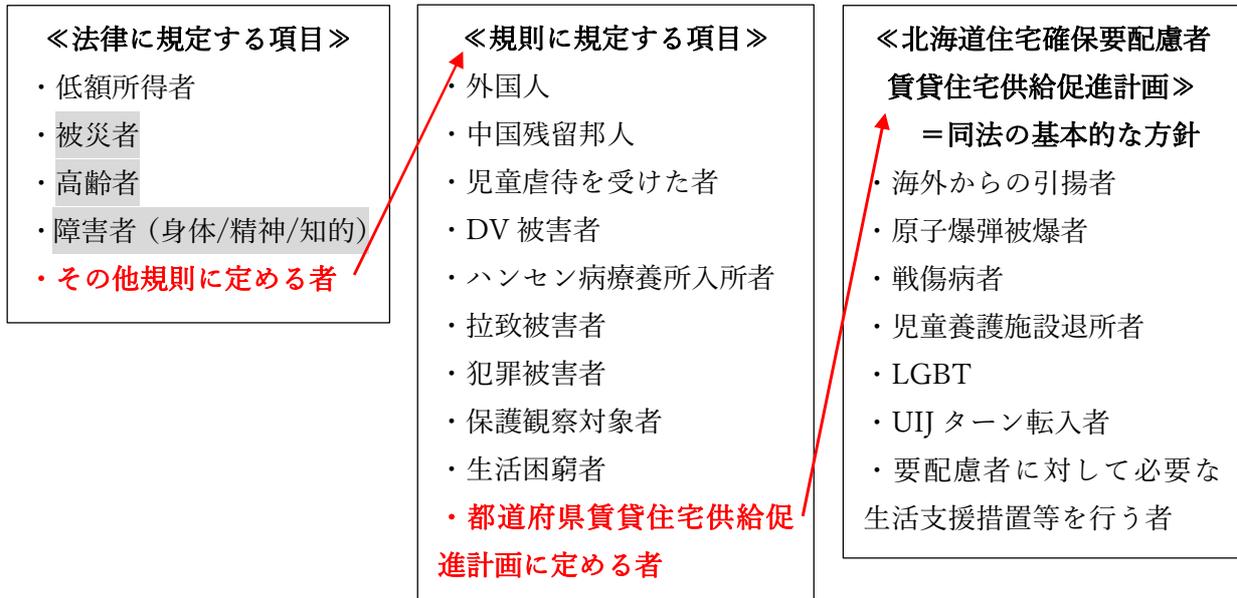
住宅確保要配慮者における賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が改正され、令和6年6月より公布されています。改正法では、新たに「住宅確保要配慮者」を再定義しており、従来定義していた分野から拡大しています。

また、従来、住宅確保要配慮者は「世帯中心」として位置付けられていましたが、今般の改正により、単身高齢者が増加していることやひとり親世帯の収入が減少していることを背景に、民間賃貸住宅のオーナーが入居を拒否している実態に鑑み、単身者を含めたかたちで要件の見直しを行っています。

住宅確保要配慮者における主な賃貸住宅



2. 改正法における「住宅確保要配慮者」の定義



※1 背景が入っている高齢者及び障害者は、既に恵庭市においても単身者で認めています。

※2 被災者については、目的外利用により受け入れた実績あり（石川県能登半島地震）

3. 現在の恵庭市における入居要件

〈共通の要件〉

- ① 住宅にお困りの人
- ② 恵庭市に住所、または勤務場所を有する人
- ③ 申込者および同居者が市税に滞納がない人
- ④ 条例に定める収入基準に合致する人
- ⑤ 申込者および同居者が暴力団員ではない人

〈単身者の場合〉

共通の要件に加え、単身で次のいずれかに該当する人

- ① 60歳以上の人
- ② 生活保護を受けている人
- ③ 身体障害者手帳1～4級、療育手帳AまたはB、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの人

〈同居者ありの場合〉

共通の要件に加えて、同居、または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係と同様の事情にある人、その他婚姻の予定者を含む）

4. 入居要件の見直しにおける考え方(要点)

▶要点その1 原則、改正法の趣旨に基づき、見直しを検討する。

→時代の変化とともに、住宅確保要配慮者も変化している。それらの変化に対応する。

▶要点その2 単身者要件の拡大について検討する。

→現在は、上記①から③に限定しているため、これらの拡大について検討する。

▶要点その3 道営住宅や他市町村の動向を踏まえ、拡大項目について検討する。

→需要を把握しづらい項目等もあるため、導入市町村の先進事例を把握し、拡大項目について検討する。

5. 今後のスケジュールについて(予定)

令和7年8～9月	要件拡大について具体的に検討
令和7年10月	第2回市営住宅運営委員会に「拡大要件」について諮問
令和7年12月	市議会第4回定例会 常任委員会報告
令和8年1月	恵庭市営住宅条例施行規則 改正
令和8年2月	新規募集へ適用